

青森県報

第四千三百三十三号

平成二十九年
五月二十六日
(金曜日)

目次

告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………(保健衛生課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……一
○漁業取締船の建造に係る一般競争入札……………(水産振興課) ……二
○建設業者の許可の取消し……………(上北地域
県民局) ……四
○右 同……………(同) ……五
○右 同……………(同) ……五

公安委員会

○青森県公安委員会運営規則の一部を改正する規則……………(総務課) ……五
正 誤

○平成二十二年十二月二十四日定例規則中……………(こども
みらい課) ……六

告 示

青森県告示第四百十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の

規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成二十九年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	なかよし調剤薬局松原店	弘前市大字松原東二丁目五の二六	平成 二九・四・一
変更後	すずらん調剤薬局松原東店		
変更前	なかよし調剤薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町六の一	
変更後	すずらん調剤薬局弘前駅前店		
変更前	なかよし調剤薬局		
変更後	すずらん調剤薬局平賀店	平川市小和森種取三〇の五	

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)いとく浜の町店

弘前市大字浜の町西一丁目五の二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年一月三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四、五六八・三三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

二一〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

一三八台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

九四・八〇平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

六二・七〇立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十九年五月二日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年五月二十六日から同年九月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年九月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
漁業取締船の建造に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年五月二十六日

一 一般競争入札に付する事項

1 製造する財産の名称及び数量

漁業取締船 一隻

2 製造する財産の概要

(一) 船種 第三種漁船

(二) 船質 軽合金

(三) 船型 キハラ式ステップ船首付きディープVオメガ型船底

形状を有する半滑走型高速艇船型

(四) 長さ(垂線間) 二十六メートル

(五) 幅(型) 五・四メートル

(六) 深さ(型) 二・七メートル

(七) 計画満載吃水(型) 一メートル

(八) 計画総トン数 五十六トン

(九) 最大搭載人員 十一名

(十) その他 入札説明書及び仕様書による。

二 納入期限

平成三十年十一月三十日

三 納入場所

青森港

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開

札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 漁業取締船を建造することができる自社屋内施設を有し、漁業取締船の建造に使用できること。

6 過去十年間に、主船体及び上部構造部分に大型押出型材を使用した近海資格(制限付きを含む。)の軽合金製漁業取締船(総トン数五十トン以上、巡航速度三十ノット以上)の建造実績を有する者であること。

7 調達する漁業取締船を建造することができる技術的能力を有すると認められる者であること。

8 調達する漁業取締船に対し、長期にわたり迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十九年六月十四日までに青森県農林水産部水産局水産振興課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局水産振興課漁業管理グループ

電話 〇一七―七三四―九五九三

七 入開札の日時及び場所

- 1 日時  
平成二十九年七月七日(時間は、入札説明書による。)
- 2 場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎北棟五階 農林水産部C会議室
- 八 入札執行回数  
原則として三回を限度とする。
- 九 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十三年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。
- 十 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十一 契約の締結  
1 落札者決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結することとする。  
2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- 十二 入札条件  
青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。
- 十三 入札書記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 十四 その他  
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請者に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
3 契約書作成の要否 要  
4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be manufactured:  
Fisheries Inspection Vessel, 1 set
- 2 Time limit of tender:  
7 July, 2017(Please refer to a bid manual in time)
- 3 Contact point for the notice:  
Fisheries Promotion Division  
Fisheries Bureau  
Department of Agriculture, Forestry and Fisheries  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9593  
~~~~~  
建設業者の許可の取消し
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十九年五月二十六日
青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 高松建設

二 氏名 高松昭治郎

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字笹田川久保四の五

四 許可番号 青森県知事許可(般―二五)第五〇〇五二三号

五 取消年月日 平成二十九年四月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

平成二十九年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社岡山建設

二 代表者の氏名 荒谷清隆

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎三二四の二

四 許可番号 青森県知事許可(般―二五)第一六三九号

五 取消年月日 平成二十九年四月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

取消しの原因となった事実
平成二十九年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社岡山建設

二 代表者の氏名 荒谷清隆

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎三二四の二

四 許可番号 青森県知事許可(特―二五)第一六三九号

五 取消年月日 平成二十九年四月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 電気工事業に係る特定建設業の許可

取消しの原因となった事実
平成二十九年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十六日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第七号

青森県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会運営規則(平成十三年三月青森県公安委員会規則第四号)の一部

を次のように改正する。
第六条を次のように改める。

(緊急時の権限行使)

第六条 委員長は、緊急の必要がある場合において、会議を開催することができないときは、第二条第一項の規定にかかわらず、会議以外の方法で委員の意見を求め、過半数の同意で委員会の権限を行うことができる。ただし、災害その他非常事態の発生により他の委員の意見を求めることができないときは、委員長又は委員の一人が委員会の権限を行うことができる。

2 前項ただし書の規定により権限を行った委員長又は委員は、次の会議においてそ

の旨を報告し、承認を求めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

こどもみらい課

発行年月日 発行番号	平成三・三三二 第三三三二二号	区分	規則	番号	第五三三号	ページ	三	段	下	行	後ろか ら七	課	誤	正
<p>児童福祉法施行規則第1条の37第1号に掲げるいざれかの要件に該当する事実 児童福祉法施行規則第1条の37第3号に要件に該当する事実</p>												課	誤	正
<p>児童福祉法施行規則第1条の37第1号に掲げるいざれかの要件に該当する事実 児童福祉法施行規則第1条の37第3号の要件に該当する事実</p>												課	誤	正

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	---	--------------------------------